

『「攻め」の経営投資税制導入を 30年度税制改正—経産省』

経済産業省は30年度税制改正に関する要望をまとめ提出。第4次産業革命に対応した「攻めの経営・投資」の強化に向け、(1) 事業単位のポートフォリオ転換等を促進する課税繰り延べ措置 (2) 株式対価M&Aの円滑な実施を可能とする課税繰り延べ措置の創設—を要望した。

同省は(1)の理由として、第4次産業革命に対応し、企業の迅速かつ大胆な事業再編を支援するため、事業単位のポートフォリオ転換(ノンコア事業の分離と、コア事業の強化のために新たな事業等の取得を行う積極的な取り組み)の円滑化を図る必要があると説明。32年度末までの時限措置として、産業競争力強化法に基づき事業再編計画の認定を受けた企業が「(a) ノンコア事業の売却」および「(b) コア事業分野の強化のための事業買収等」の双方を行う場合、(b)の事業買収等の取得価格に応じた圧縮損の計上を可能とすることで、(a)の売却時の譲渡益の課税繰り延べ措置を講ずることを要望。(2)については、自社株式等を対価とした事業買収は、先進国では大型買収案件などで一般的に用いられているとし、期限の定めはせず、自社株式等を対価とした事業買収に応じた株主について、株式譲渡益・譲渡所得への課税の繰り延べ措置を講ずるよう求めた。

『低未利用土地利用権創設 H30年度国交省税制改正要望』

国交省は30年度税制改正で、低未利用土地利用権設定計画制度の創設を踏まえた特例措置の新設を要望した。同制度は、市町村が一定の区域内の低未利用土地を対象に権利の設定等を促進するための計画を定めることができるとしたもので、計画に基づく土地の取得等に係る登録免許税の軽減を以下の通り要望している。1) 地上権設定等の登記(本則1%から0.5%へ) 2) 所有権移転登記(同2%から1%へ)

空き地等がランダムに生じる「都市のスポンジ化」はエリア価値の低下、治安・環境の悪化、誘導施設等の種地確保の阻害といった問題を多くの都市で生じさせている。低未利用地は相続等を契機に具体的な利用目的を持たず取得され放置されているものが多く、行政やまちづくり活動を行う民間団体には、所有者等と利用意向を有する者とのマッチングを図る機能が求められる。特別措置の適用期間は2年間で、立地適正化計画に定められた居住誘導区域内に居住する人口が全人口に占める割合が増加している都市数を増加させることが期間中の達成目標。2020年までに100都市をめざす。適用見込みは年あたり14法人で、一般の住民や民間事業者に空き地、空き家等の取引のインセンティブを与え、都市機能の維持増進、地域再生の推進を図る。



出典元: 日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます